

## 別表六（二十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が令和3年改正前の措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第42条の12第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「8」から「10」までの各欄は、措置法第42条の12第1項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。